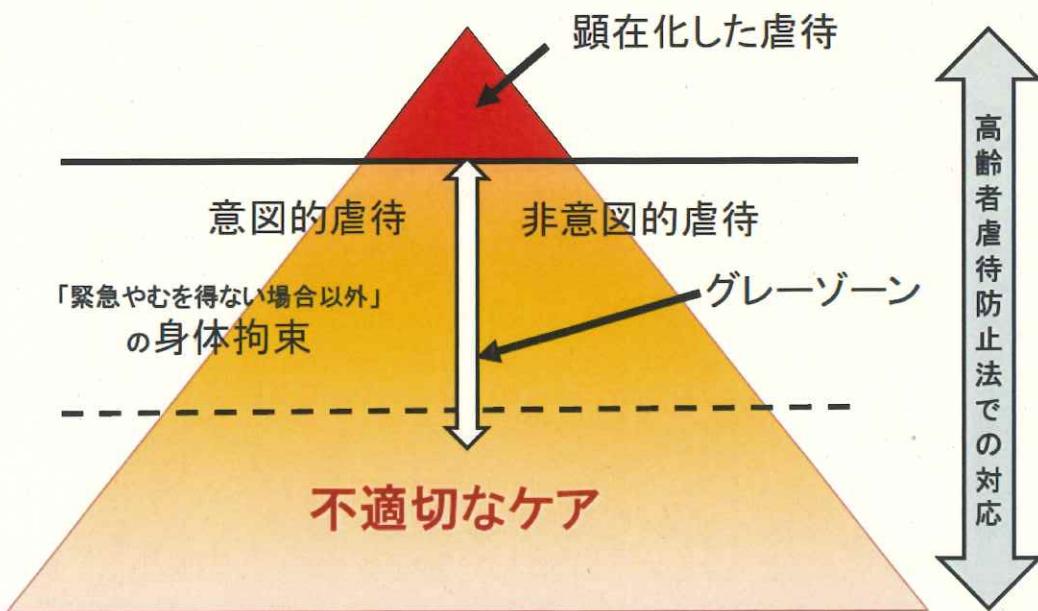


# 高齢者虐待防止法の「虐待」

区分	内容（具体例）
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる おそれのある暴行を加えること <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力的行為</li> <li>・「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制 など</li> </ul>
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</li> <li>・高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 など</li> </ul>
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと <ul style="list-style-type: none"> <li>・威嚇的な発言態度、侮辱的な発言態度</li> <li>・高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 など</li> </ul>
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

# 高齢者虐待防止法の「虐待」

## 「高齢者虐待防止法」の対象範囲



(柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成)

認知症介護研究・研修仙台センター『介護現場のための高齢者虐待防止教育システム』教材  
「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」2009年、p.13を参考に作成

# 養介護施設・事業所等の責務（高齢者虐待防止法）

- 養介護施設従事者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることの自覚、**早期発見努力義務**（第5条）  
⇒「高齢者の権利を無視した行為の放置」は放棄放任にあたる。
- 養介護施設の設置者等は、①**従事者の研修の実施**、②**利用者又は家族からの苦情処理体制の整備**、③**その他従事者による高齢者虐待防止等のための措置**を講じるべき義務（20条）
- 養介護施設従事者は、**高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、市町村に通知する義務**
  - ・**通報義務**（守秘義務）（第21条）  
⇒ 通報義務は、業務上の守秘義務、個人情報保護義務等よりも優先
  - ・**「思われる」で通報できる（証拠、根拠は必要なし）**
- **通報等による不利益取り扱いの禁止**（第21条7項）
  - ・通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない
  - ・ただし、虚偽であるものの過失によるものを除く
- 通報した者を特定させる情報は洩らされない（第23条）
- 通報は、施設・事業所の所在地に対して行う。

## 身体拘束と高齢者虐待との関係

「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は高齢者虐待に該当

「緊急やむを得ない場合」として拘束が認められる**例外3要件**

### 1) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

### 2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない。

### 3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

更に、以下のような適正手続きが求められる。

- 個人ではなくチームでの判断（「身体拘束廃止委員会」等での検討）
- 本人や家族への説明（目的、方法、時間帯、期間等詳しい説明が必要）  
⇒「家族の同意」があれば例外3要件が必要ないということはない。
- 観察と再検討による定期的再評価  
⇒ 必要がなくなれば、速やかに解除
- 記録の義務付け（2年間保存）

# 身体拘束の例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省「身体拘束 ゼロ作戦推進会議」発行）

## 養介護施設従事者等による 高齢者虐待への対応

- ・高齢者虐待防止法に基づく養介護施設従事者による虐待の認定
- ・介護保険法に基づく改善指導、行政処分
- ・介護報酬における身体拘束未実施減算の適用（介護老人福祉施設 等）  
※ 虐待事案については、国からも厳正な対処をするよう求められている。

